

個別施設計画

土木総務課No. 17

策定年月日 令和2年2月10日

1 対象施設・施設概要					
施設情報					
施設名称	小野田作業センター	所管所属名称	北部土木事務所		
公共施設等総合管理方針施設分類					
大分類	公用施設	中分類	防災関係施設	小分類	防災機材倉庫
主要建物概要					
構造	鉄骨コンクリート	用途	防災機材倉庫	建築日	H25.2.6
経過年数	6	耐用年数	50	目標使用年数	65
運営方式	直営	管理者名称	北部土木事務所	全延床面積(m ²)	372.94
所在地	加美町字原高谷地屋敷2				
2 計画期間					
令和2年度から令和11年度までの10年間					
3 点検・診断によって得られた個別施設の状態					
別添「県有建築物保全点検結果報告書」のとおり					
4 当該施設の必要性					
設置根拠規定等	地方自治法第155条第1項、第156条第1項 行政機関設置条例第15条 道路法第2条、第7条ほか		必要性の有無	有	
業務内容	行政組織規則第95条第6項				
必要性の判断理由	加美町に位置し、道路法第7条に基づく北部土木事務所管内の道路管理維持のための資機材、車両等を格納する施設であり、地域住民が安心して道路を通行するためにも必要性が高い。				
5 施設ごとの今後の対策					
管理に関する基本的な考え方を踏まえた施設の管理方針	道路維持管理作業等の遂行に当たり必要不可欠な施設であり、適正な管理が必要なことから、今後も適切な維持管理に努める。 点検・補修結果については、データを蓄積し今後の施設保全に活用する。 また、予防保全の考え方を取り入れ、劣化状況等に応じた周期的な改修等を図るとともに、計画的な修繕・更新を行う。				
施設間・対策間の優先順位の判断内容	令和元年度現在で、耐用年数50年(目標使用年数65年)に対し築6年を経過している。平成30年7月に実施した県有建築物保全点検結果では、「要是正」は無かった。「要注意」として、建築物内部の鉄骨及び水平ブレースに錆が発生していたことから、経過観察が必要となっている。喫緊に修繕を要する箇所はないが、今後は、計画的な保全点検に努めながら、適正な維持管理をしていく。				

県有建築物保全点検結果報告書

施設名称: 小野田作業センター

建物棟名称: 除雪機械格納庫

所在地: 加美町宇原高谷地屋敷2

①用途: 車庫・倉庫等

②延べ面積: 293 m²

③階数: 地上1階

④竣工年度 平成 24 年度

項目	指摘事項(不具合内容, 関係法令)及び対策等	
1 - 敷地及び地盤	(指摘項目)	判定 —
	(対策等)	
2 - 建築物の外部	(指摘項目)	判定 A
	(対策等)	
3 - 屋上及び屋根	(指摘項目)	判定 A
	(対策等)	
4 - 建築物の内部	(指摘項目) 鉄骨および水平ブレースに錆が発生している。	判定 B
	(対策等) 経過観察願う。	
5 - 避難施設等	(指摘項目)	判定 —
	(対策等)	
6 - その他	(指摘項目)	判定 —
	(対策等)	
特記事項		

※ 判定欄には、建築基準法上の支障の有無について、以下の指標により記入願います。

A 「指摘なし」: 支障なし B 「要注意」: 経過観察が必要

C 「要計画改修」: 長寿命化の観点から計画的な対策が必要

D 「要是正」: 危険防止の観点から早急な対策が必要

・建物の機能維持に重大な影響があり早急な対策が必要

点検実施日: 平成30年7月4日